

2) 補綴と補綴物

補綴というのは、具体的には、こういった行為をいうのでしょうか。

歯科技工士法第 20 条には

第 20 条 歯科技工士は、その業務を行うに当つては、印象採得、咬合採得、試適、装着その他
歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない。

とあります。これは、「印象採得、咬合採得、試適、装着」は、歯科医師のみが行える歯科医業である

と法律が規定しているのです。補綴の具体的な行為を表しているともいえます。また、第 2 条には、

第 2 条 この法律において、「歯科技工」とは、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、
充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工することをいう。ただし、歯科医師（歯科医

とあります。歯科医師法第 17 条

第 17 条 歯科医師でなければ 歯科医業をたし てはならない

と合わせて考えると、歯科技工士法に定義されている「歯科技工」は、歯科医業ではないといえるでしょう。つまり、印象採得、咬合採得、試適、装着こそが補綴行為であり、補綴物の作成は、歯科医業たる補綴行為ではないようです。

例えば、パースメーカーを埋め込む手術をする場合、手術そのものは、医師が行う医業ですが、パースメーカーの製作は、医業ではないのと同様なのです。

他方で、いわゆる 7:3 告示には、

歯冠修復及び欠損補綴料には、製作技工に要する費用が含まれ、その割合は、製作技工に要する
費田がおおむね 100 分の 70、制作管理に要する費田がおおむね 100 分の 30 である

とあります。ペースメーカーは、医療材料として、その価格が定められていますが、補綴物は、「物」として価格が定められているのではなく、「技工」や「管理」が診療報酬として定められています。